第1回 基金制度問題にかかるワークショップ (異常補てんにかかる諸問題について)

令和7年1月10日(金) 全 日 基

(次回予定)

第2回 基金制度問題にかかるワークショップ (補てん制度における借金問題について) 令和7年1月24日(金) 13:30~15:00

第1回 基金制度問題にかかるワークショップ

(異常補てんにかかる諸問題について)

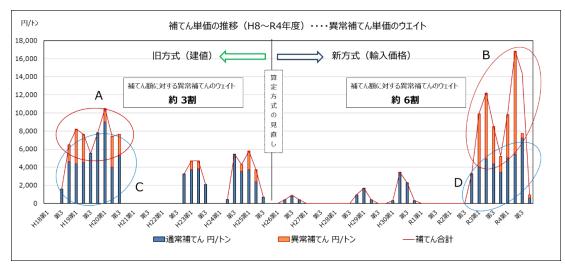
- 1. 異常補てんは、もはやひと昔前の異常補てんではない!?
 - ① 平成26年度に通常補てん金の算定方式が、それまでの「建値方式&移動平均方式」から「輸入原料価格方式」に見直されました。
 - ② 旧方式(昭和49~平成25)は、飼料メーカー等が配合飼料価格そのものの引き上げ額を個別の判断で決めるため、建値による通常補てんと輸入原料価格による異常補てんが別々に算定されていました。平成26年以降の新方式では輸入原料価格に基づき、併せて基準輸入原料価格の115%水準を結節点として両補てんが連結されました。新方式では輸入原料価格一本で機械的に算定されることから、補てん限度額に個別メーカー等の裁量の入りにくい仕組みとなりました。
 - ③ 平成19~20年当時の異常補てんの単価水準は総補てん額の約3割、新方式後初めての本格発動となった令和3~4年については約6割と2倍以上となっています。(図1)

○ 算定方式の変遷と諸問題等

期	間	通常補てん	異常補てん	問題点等
第1期			輸入原料価格により算定 基準価格の115%で異常補 てんの発動	・通常・異常の別建て、建値の客観性・透明性・異常補てん額が少ないとの苦情・異常基金の積立比率は国1:民間1
第2期	H26年度~	輸入原料価格により算定、基準価格の115% で異常補てんの発動		・客観性・透明性は確保されたが、異常補てん のウェイトが大きくなる傾向 (異常積立比率は国1:民間1で変わらない)
第3期	将来	通常補てんと異常補てんの一本化 価格高騰時には国の負担割合を高める方式		・一本化したうえで、急激な価格上昇に対応した補てん上限(基準の30%)の特例措置・特例による補てん財源は国庫基金から捻出

④ 将来、通常補てん基金の増に加え、それ以上に異常基金の民間負担が増える可能性も否定できません。通常基金への負担に加え、異常基金でも追加的に負担を強いられては飼料メーカーや 全国連等はたまったものではありません。

異常補てんの態様が変わったとすれば、これは補てん制度の基本にかかわる問題です。この ため、制度の仕組み(補てんの仕組みの一本化、補てん上限等)や異常基金の民間負担の軽減 (現状 5 割) について再度検討する必要があるのではないでしょうか。(図 1)



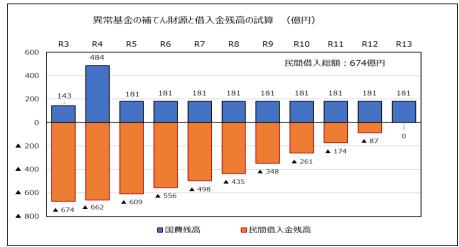
2. 民間が異常基金への借金を重ねることについて(借金ループの怪)

- ① 令和3~4年度の異常補てん金の急騰に伴い異常基金も財源が破綻しました。ただし、破綻したのは国の補助金による財源ではなく、積立余力を持っていなかった民間の積立財源です。
 - 破綻したことにより、補てんに必要な民間分の財源 674 億円は市中銀行等からの借り入れによって賄われました。そして、この負債については令和 13 年度末まで毎年度返済していくことになります。(図 2)
- ② 国は、令和7年度以降に異常補てんが発動した場合の処方箋をどのように考えているのでしょうか。現行制度では、補てん発動額を国費財源と民間の積立財源から1:1で負担することになっています。国費財源は181億を有していますが、民間財源はゼロです。ゼロどころか多額の借金を抱えているマイナス状況。仮に異常補てんの発動額を100億円とした場合、国費財源については181億円の財源から50億円を捻出することになるでしょうが、民間は新たな借金でもしない限り50億円などという多額の資金をねん出することなど到底無理です。借金に借金を重ねる民間(飼料メーカー等)に対して融資してくれる金融機関が果たしてあるでしょうか。
- ③ 異常補てんが発動となるような価格高騰は、原料生産国の自然災害や国際紛争等の直接的な要因の他に、為替や一部の国の需給に影響される場合が多いです。こうした状況については、国内の畜産生産者や飼料メーカーには如何ともしがたい問題であるにもかかわらず、民間が更に借金を重ねて補てんに対応せざるを得ない制度とは一体何なのかということを考えざるを得ません。ちなみに、畜産生産者の多くは、飼料メーカーの積立負担の増額はいずれ配合飼料価格に転嫁され、最終的には生産者の負担につながることをよく理解しています。

全日基は、借入金が完済される令和 13 年度までの間に異常補てんが発動となった場合には国費のみで補てんがなされる特例措置をお願いしていますが、農林水産省当局からの回答は今のところありません。

一方、当局は、借入金の返済が完了するまでは債権保全の観点から抜本的な見直しを行うことは適切でないと仰っていますが、それは令和13年度まで何もしないということなのでしょうか。つまり民間が借金のループに陥っても当局は関知しないということなのでしょうか。





(注) 国費残高については R5 年度緊急補てんにかかる国費補助残も含む。 残高は各年度末残高。

3. 異常補てんの「事前積立方式」から「補てん金負担方式」への変更

- ① 農林水産省当局は、「配合飼料価格安定制度の運用改善案」(令和6年10月2日)において、 異常補てんについては各基金が補てん単価を個別に判断することを可能にする仕組み案を示し ています。
- ② また、国と民間による「事前積立方式」には問題があるとしており、補てん発動時のかつ同額の相互負担(「補てん金負担方式」)の考え方を提示してきています。

このような当局の考え方を前提とすれば、もはや異常基金の積立金勘定に民間が予め積み立てることの必要性も薄いと考えられます。

全日基は、通常基金において「通常補てん財源」と「異常補てん財源」とを一体的に運用する方が財源の「安全性」を維持するうえで妥当なのではないかと考えています。

<u>また、このことは将来的に現行の異常・通常の「二階建て方式」から政策提案 2024 で提案し</u>ている異常・通常の「一本化」への足掛かりになると考えています。

③ 当局の異常補てんに係る改善案では、「財源が不足する場合などには、各基金が補てん単価や借り入れ等の是非を個別に判断することを可能にする」としています。

要は借金しなくとも済むように、異常補てん単価を変更(縮減)できるとして、いかにも個別基金の自由裁量を尊重したとばかりの提案です。昨年夏以来の在り方検討会の議論の中で個別バラバラの単価では現場が混乱すると三基金が反対したにもかかわらず、国費を出す以上、国が独自に決めて良いのだという考えです。

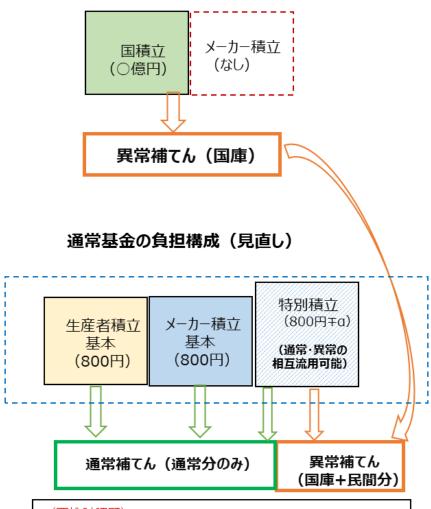
当局が独自に異常補てんを交付するならば別ですが、補てん金の現場への交付は通常補てん金と異常補填金を合算して交付しますので国の考え方に従えば、現場に交付される補てん金は基金によって異なる可能性があります。三基金が懸念していた現場での統一運用の要請に何ら応えていません。

④ 以上から、全日基は当局による「補てん金負担方式」について、令和7年度からの新業務期間の開始に先立ち、国・民間の負担比率、財源不足への対応、異常基金の民間分と一体化した場合の通常基金の財源水準、機動的な積立等新たな仕組みについて早急に検討する必要があると考えています。

特に、異常積立と通常積立を合体する以上、国と民間の負担比率についても根本から見直す 必要があることを強調しておきたいと思います。

- (注) 令和4年度第4四半期の異常補塡金の交付例
 - ・共積み額 国庫 : 103 億円 メーカー:103 億円 (積立できず)
 - ・異常補てん額 国庫補てん:9億円 民間補てん:9億円(借り入れ対応)
 - ・対応 国は 103 億円の異常基金(補助金勘定)から 9 億円をねん出。民間の 9 億円について は市中銀行から借り入れて捻出(民間債務 9 億円)

異常基金の負担構成(全日基の提案・・補助方式の再見直し)



(要検討課題)

- 異常補てん金にかかる国費と民間の負担比率 (例えば 国:民間=50:50→70:30)
- 2. 民間負担が負担比率を下回った場合の国費の額
- 3. 通常基金の財源保有水準と機動的な積立 (生産者とメーカーの負担割合の検討も含む)

<u>メーカーは事前積立を</u> 行わない。

国(安定機構)は補 てん金の国庫負担部分 のみ通常基金に送金。

民間基金はメーカー特別積立金から異常補でんの民間負担部分を国庫負担部分と合わせて交付。(民間負担部分を通常補てんとするかどうかは今後検討)

特別積立分は通常・異 常間で相互流用を可 能とする。

新業務期間の開始に 先立ち、国・民間の負担比率、財源不足への対応、通常基金の財源水準、機動的な積立等新たな仕組みについて早急に検討する必要がある。